

業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度水産物販路拡大支援業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 趣旨・目的

本業務は、八重山地域で水揚げされる水産物の販路拡大及び消費拡大を図るとともに、国内外における認知度向上を推進し、多言語対応による情報発信機能の強化、商品開発の促進、海外市場への輸出展開及び基隆―石垣間フェリー就航を見据えた誘客・販路形成に取り組み、本市水産業の持続的発展に資するものを目的とする。

販路拡大に向けては、石垣の企業と地域商社や現地事業者、現地百貨店などと連携し、販路開拓業務終了後も継続的に取引できる体制を構築することとする。そのためには、水産物のみだけでなく、農産物や畜産物を含めた展示会即売会、商談会と取引先企業との交流を実施することで、双方向の経済交流を深化させる。

4 委託費上限額

別紙実施要領に基づく額（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

受託者は、石垣市の産業特性および県内外の動向を深く理解した上で、専門家としての知見を活かし、以下の業務を遂行すること。

(1) ホームページ多言語化ページ作成支援業務

八重山漁業協同組合が新設するWEBサイトに販路拡大を図ることを目的として、八重山水産物の情報発信を強化するため、多言語対応ページの作成支援を行う。

- ・WEBサイト掲載内容の企画及び構成支援
- ・多言語対応ページの作成（日本語、英語、中国語（繁体字または簡体字）、その他必要に応じた言語）
- ・八重山産水産物の魅力発信コンテンツの作成
- ・商品紹介、漁業紹介、産地紹介等の掲載支援
- ・海外市場を意識したデザイン及び導線設計の提案
- ・基隆―石垣間フェリー利用者を対象とした情報発信
- ・SNS等との連携提案

※留意事項

- ・WEB サイト運用に係るランニングコストについては、八重山漁業協同組合が負担するものとする。
- ・受託者は、公開後の簡易な操作説明を行うこと。

(2) 国内販路拡大支援業務

海外市場を見据えた国内向けプロモーションとして、県外大型商業施設等において「石垣島フェア」を開催する。

実施内容

- ・首都圏、関西圏その他主要都市での開催
- ・八重山産水産物及び農畜産物を含めた販売促進
- ・試食提供及びPR活動
- ・販促資材（パンフレット、ポスター、POP、のぼり等）の制作
- ・来場者アンケートの実施
- ・バイヤー等との商談支援
- ・経済効果の把握
(来場者数、試食数、販売額、商談件数、成約件数、PR到達人数等を把握し報告すること)

実施回数

1回以上（必要に応じ複数回提案可）

物産展の概要

日 時：2027年1月上旬～2月中旬予定（3日間程度）

※ただし、その他期間での開催の場合は、別途協議を行う。

場 所：委託者と協議の上、決定する。

参加者：出展企業20社程度

参加事業者の募集、参加事業者の選定、参加事業者への事前説明を行うこと。

販売品：石垣から調達

受託者負担：会場確保、物産展会場費・設営費、広報費、現地までの渡航費、宿泊費、販売員手配

(3) 水産物試食会開催業務

八重山産水産物の認知度向上及び消費拡大を目的として、観光客及び地域住民向け試食会を開催する。

- ・実施場所（予定）
 - ・南ぬ島石垣空港
 - ・CIQ施設（クルーズ船）または石垣港離島ターミナル周辺

- ・試食予定品目
モズク、マグロ、カツオ、アカマチ、海ぶどう、その他八重山産水産物

- ・業務内容
 - ①試食会の企画及び運営
 - ②食材調達及び衛生管理
 - ③試食提供スタッフの配置
 - ④PR 資材作成
 - ⑤アンケート調査及び分析

(4) 新商品開発支援プログラム業務

八重山産水産物を活用した付加価値向上を図るため、新商品開発支援プログラムを立ち上げる。

業務内容

- ①地域事業者向け説明会の開催
- ②新商品開発に係る相談支援
- ③商品コンセプト立案支援
- ④パッケージ及びブランディング提案
- ⑤テストマーケティング支援
- ⑥販路提案及び情報提供
- ⑦想定商品例
 - ・加工食品
 - ・冷凍商品
 - ・レトルト商品
 - ・観光向け土産品
 - ・海外輸出向け商品

(5) 成果指標 (KPI)

本業務の成果を測定するため、以下の KPI を設定する。受託者は各指標の達成に向けて最大限の努力を行うこと。

- ①物産展等来場者数、②試食提供数、③販売額、④商談件数、⑤成約件数、⑥ホームページアクセス数、⑦新商品開発件数

(6) 事業の効果分析及び報告

事業実施後、各業務の実施内容についてそれぞれ分析し、委託者の次年度以降の取組の参考となる内容をまとめた業務報告書を作成し、令和9年2月26(金)までに提出すること。その際、本委託の成果が可視化できるよう、下記項目について盛り込むこと。

提出物

- ・業務実施計画書 一式
- ・実績報告書 一式
- ・写真データ及び広報実績
- ・ホームページ掲載データ
- ・市場調査報告書
- ・商談会及び物産展実施報告書
- ・商品開発支援報告書
- ・各イベント実施記録（写真含む）
- ・アンケート結果集計及び分析資料
- ・売上高など、定量的なデータ
- ・その他市が必要と認める資料

提出方法

- ・紙媒体 1部
- ・電子データ 一式

6 留意事項

- (1) 本業務は地域未来交付金及び石垣市まちづくり支援寄附金を活用した事業であることから、事業実施時及び成果物には「本事業は地域未来交付金及び石垣市まちづくり支援寄附金を活用しています」等の表記を行うこと。
- (2) 業務実施に当たっては、石垣市及び八重山漁業協同組合と十分な連携を図ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定する。

7 その他

- (1) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、本市に必要な事項について、受託者は、積極的に提案を行うこと。
- (3) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認める場合は、石垣市と協議すること
- (6) 受託者は、関係法令を遵守し業務を遂行すること。
- (7) 食品提供を伴う事業については、衛生管理を徹底すること。

8 主な対象経費

- (1) 事業費：①人件費 ②旅費 ③物産展出演経費 ④試食会に係る経費、⑤WEB サイト作成支援に係る経費 ⑥新商品開発に係る経費、⑦その他諸経費
※各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること

- (2) 一般管理費：直接経費（事業費）×一般管理費率
※一般管理費率は、原則 10%以内とする

9 業務の完了、委託額の確定にかかる提出書類

本業務が完了した時、また委託費の請求に対して、以下の書類を提出すること。

- (1) 完了届（所定の様式）
- (2) 業務実績を示す資料
- (3) 経費明細書（支出根拠を示す証憑、資料等）
- (4) その他契約書や協議によるもの

10 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、5年間保管すること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 市との調整

業務を遂行するにあたり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜の連絡を図ること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務の一部について、市が認めたときはこの限りではない。

(3) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(4) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 13 号）、石垣市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年 3 月規則第 17 号））に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

(6) 著作権

本業務の成果品にかかる著作権は、本市に帰属するものとする。本業務の中で、第三者が持つ画像や引用などの所有権、著作権については、受託者において承諾を得るとともに適切に扱うこととする。

12 その他

本仕様書に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。